

外国の重要な公的地位にあるもの(外国PEPs)

INVASEサービスの申込人は、株式会社MFSとの取引に際して、本日現在、下記に定める外国の重要な公的地位にはないことを確認します。

1.外国の元首

2.外国において以下の職にある者

- (1)我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣及び副大臣に相当する職
- (2)我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- (3)我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4)我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- (5)我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6)中央銀行の役員の職
- (7)予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員の職

3.過去に上記1又は2であった者

4.上記1、2又は3に掲げるものの家族(配偶者(事実婚を含みます。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者((事実婚を含みます。))の父母及び子)

5.上記1、2、3又は4に掲げる者が実質的支配者である法人

2021年6月22日 制定・施行
2021年9月24日 改定

株式会社 MFS